

新検査制度導入等に伴う 志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可の申請について

平成20年10月31日
北陸電力株式会社

本日、「志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定（以下、「保安規定」）¹」の変更認可を経済産業大臣に申請しましたので、お知らせいたします。

これは、原子力発電所における保守管理を一層充実させる新検査制度²を導入するため改正された「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（実用炉則）³」（本年8月29日改正）を受けて、志賀原子力発電所の保安規定の内容を変更するものです。

今回の変更により、充実した保全プログラム⁴のもと、保全活動の継続的改善を行ってまいります。

また、他電力のトラブルを踏まえ、2号機の制御棒駆動機構と制御棒の結合を確認する内容を加えます。

今後、申請の内容について国の審査を受けることとなります。

以上

添付資料 保安規定の主な変更内容

- 1 保安規定：原子炉の運転や保安のために必要な事項を定めた規定であり、事業者が作成・申請し、国の認可を受けているもの。
- 2 新検査制度：原子力発電所の安全性・信頼性の一層の向上を図るため、電力会社が原子炉（プラント）毎の保全計画を作成し、国がプラント毎の特性に応じたきめ細かい検査を行う制度。
- 3 実用炉則：「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」などの法律、施行令に基づき、原子炉の設置、運転等に関して経済産業省が定めた規則。
- 4 保全プログラム：保全の継続的改善（P D C A）を行うプロセス。

保安規定の主な変更内容

1. 保守管理の充実

(1) 保全活動管理指標の設定及び監視

保全の効果と弱点を客観的に把握し、継続的に保全を改善していく手段として、新たに保全活動管理指標を設定し、この指標に基づき監視を行う。

(2) 保全の有効性評価

保全活動管理指標に基づく監視結果や点検手入れ前データ等から、定期的に保全が有効に機能しているか評価するとともに、継続的な改善につなげる。

(3) 保守管理の有効性評価

保全の有効性評価の結果及び保守管理目標の達成度から、定期的に保守管理の有効性を評価し、継続的な改善につなげる。

2. 経年劣化に関する技術的な評価の確実な実施

営業運転開始から 30 年を経過するまでに、原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施し、現状の保守管理に追加すべき長期保守管理方針を策定すること等について定める。

3. 原子炉の運転期間（13 ヶ月以内）の記載

1・2号機ともに従来どおり「13 ヶ月の範囲内で運転を行う」旨を記載する。

4. 2号機の制御棒と制御棒駆動機構の結合確認の規定

「結合を取り外した場合は、原子炉起動前に結合を確認する」旨を追加する。

以 上

実用炉則の主な改正内容（保安規定関連）

1．保守管理の充実【実用炉則 第 11 条第 1 項】

- ・ 保全プログラムへの要求内容の具体化・詳細化
 - 定量的な保守管理の目標（保全活動管理指標）の設定
 - 保守管理の実施に関する計画の始期および期間の設定
 - 点検等を実施する際における保安の確保のための措置の実施
 - 原子炉の運転を相当期間停止する場合等における特別な措置の実施 等
- ・ 長期保守管理方針の保守管理方針への反映

2．原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の確実な実施【実用炉則 第 11 条の 2】

- ・ 経年劣化に関する技術的な評価の実施、および評価結果に基づく長期保守管理方針の策定
- ・ 原子炉の運転期間を変更する場合や評価条件を変更する場合における評価の見直しの実施、および再評価結果に基づく長期保守管理方針の変更

3．保安規定の改定【実用炉則 第 16 条】

- ・ 「保守管理」および「原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価」に関する要求事項の反映
- ・ 「原子炉の運転期間」の設定

以 上